

## 子どもに対する性行為等を表現した画像等への対応方針と具体的実現方策について

対応方針	具体的実現方策の例
1 現状追認	既存の法令でできる限りの取締りを行う。
2 出版社、プロバイダ等による自主的な取組の促進	<p>出版社や販売店、プロバイダ、電子掲示板管理者等に対し、次のような事項の遵守を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども（13歳未満）に対する性行為等を懲慥し、犯罪行為を助長するおそれのあるコミック、アニメ、ゲーム等を取り扱わない</li> <li>・ これらのコミック等を販売する場合には、専用シール（例えば「13歳未満との性交は強姦罪になります」等）を貼付する。</li> <li>・ これらのコミック等を販売する場合には、区分販売等を進め、子どもに触れさせない 等</li> </ul>
3 子どもに対する性行為等を表現した画像等の流通禁止	子ども（13歳未満）に対する性行為等を懲慥し、犯罪行為を助長するおそれのあるコミック、アニメ、ゲーム等について、業としての販売、インターネットを通じた提供等多数の者の目に触れる行為を禁止する。
4 子どもに対する性行為等を表現した画像等の制作の禁止	子ども（13歳未満）に対する性行為等を懲慥し、犯罪行為を助長するおそれのあるコミック、アニメ、ゲーム等の制作を禁止する。
5 児童ポルノの単純所持の禁止	児童ポルノ禁止法で規制されていない児童ポルノの単純所持を禁止する。
その他（性行為の低年齢化への対処）	刑法の強姦罪等以外に、13歳以上の子どもに対する性行為等について新たな法規制を設ける。